

**ニトラピリンに係る食品健康影響評価に関する審議結果（案）についての意見・情報の募集結果について**

1. 実施期間 令和7年12月24日～令和8年1月22日

2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送

3. 提出状況 2通

4. 頂いた意見・情報及びそれに対する食品安全委員会の回答

頂いた意見・情報※	食品安全委員会の回答
<p><b>【意見1】</b>            突然、内閣府食品安全委員会事務局評価第一課農薬評価室内「ニトラピリンの食品健康影響評価」意見募集担当様宛てに「ニトラピリンに係る食品健康影響評価に関する審議結果（案）」について意見を拝送することをお許してください。            早速、ラット他を用いたニトラピリンの試験で発がん性や肝細胞の肥大他異常が見られてラットと人の遺伝子がほとんど似ているので、ニトラピリンのようものがまだ販売、輸出入、使用、作られて、風に乗って、一人以上の人に悪影響を与えている場合を想像したら怖いのでニトラピリンの販売、輸出入、作るのをやめて代わりにニトラピリンではない人の健康悪化しないものを開発するか支援して農業する費用が0に近づける支援のために今ある予算の範囲で物価上昇率がプラスにならない深刻なデフレにならないように生活保護費以上から総額1京8513兆円くらいまで原価20円のタクシー代、紙オムツ代にも本人の希望で何にでも使える地域商品券を発行して、日本に住む一人一人に毎月1200万円を支給するか、取りに来てもらうことを実現してほしい。            以上、お忙しい中最後までご覧下さり有難うございます。</p>	<p><b>【回答1】</b>            本剤の評価においては、肝細胞肥大や腫瘍の発生頻度の増加が確認されましたが、腫瘍の発生機序は遺伝毒性によるものとは考え難く、評価に当たり閾値を設定することは可能であると考えました。            また、本剤の評価においては、各試験で得られた無毒性量を基に許容一日摂取量（ADI）を、単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響に対する無毒性量を基に急性参照用量（ARfD）を、それぞれヒトと毒性試験に供した動物との種差及びヒトの個人差を考慮した安全係数100で除して設定しております。食品安全委員会は、今回設定したADI及びARfDに基づく適切なリスク管理措置が実施されれば、本剤の食品を介した安全性は担保されると考えています。             農薬の登録及び使用に関するご意見は、リスク管理に関するものと考えられることから、農林水産省に情報提供いたします。</p>
<p><b>【意見2】</b>            硝化菌による硝化を阻害する作用についてはよいのであるが、構成元素中に塩素が多過ぎるように思われる。</p>	<p><b>【回答2】</b>            今回の評価は、海外から輸入されるばれいしょの残留基準に係るものであり、日本国内で使用されることを想定したものではありません。</p>

<p>塩素によるほ場・地盤・国土・構造物及びその基盤等へのダメージが気になる。</p> <p>ジシアンジアミドや植物が持っている硝化阻害作用物質の利用が行えるのに、日本の国土においてこの様な物質を使う事が良い事かという、良くない事なのではないかと思われるのであるが、ニトラピリンの利用についてはあまり良くないものであるように思われる。</p> <p>使わない方が良いのではないかとと思われる。</p>	<p>ありません。</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------

※頂いたものをそのまま掲載しています。